

議案第 38 号

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例
山陽小野田市都市公園条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 160 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

竜王山公園	オートキャンプ場
	多目的施設研修室
有帆緑地	管理棟会議室

」を

「

竜王山公園	オートキャンプ場
	多目的施設研修室

」に

改める。

別表第 3 中

「

竜王山公園 多目的 施設研修 室	金額
	1 時間につき 310 円

有帆緑地 管理棟会 議室	金額
	1時間につき310円

」を

「

竜王山公 園多目的 施設研修 室	金額
	1時間につき310円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号参考資料

山陽小野田市都市公園条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
公園名	有料公園施設の名称	公園名	有料公園施設の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
竜王山公園	オートキャンプ場	竜王山公園	オートキャンプ場
	多目的施設研修室		多目的施設研修室
(略)	(略)	有帆緑地	管理棟会議室
		(略)	(略)
別表第3（第10条関係）		別表第3（第10条関係）	
有料公園 施設名	使用料	有料公園 施設名	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
竜王山公 園多目的 施設研修 室	金額	竜王山公 園多目的 施設研修 室	金額
	1時間につき310円		1時間につき310円
(略)	(略)	有帆緑地 管理棟会 議室	金額
			1時間につき310円
		(略)	(略)